

佐世保市アピアランスケア助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者及びがん経験者（以下、「がん患者等」という。）に対し、第3条に定める補整具等購入費の助成を行うことで、今後の社会参加を促進し、がん患者等が尊厳を持って生活する一助となることを目的とする。

(助成対象の用具等)

第2条 助成金交付の対象となる用具は次表のとおりとする。

区分	助成の対象となる用具
医療用ウィッグ	医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付帽子など
乳房補整具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着 その他補整具として認められるもの

(助成金額)

第3条 助成金の額は、前条に定める区分ごとに次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 医療用ウィッグ 2万円
- (2) 乳房補整具等 2万円

(助成対象者)

第4条 助成対象者となるがん患者等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐世保市に住民登録を有する者
- (2) がんと診断され、がんの治療を受けた者または現に受けている者
- (3) 助成対象の用具について、他の自治体、団体等から補助を受けていない者
- (4) 佐世保市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者
- (5) 第2条に定める区分において、過去に助成を受けたことのない者

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（その者が未成年である場合は、その法定代理人）は、助成金申請書兼請求書（様式1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所があることが分かる書類
- (2) がんの治療を受けたことまたは現にがんの治療を受けていることが確認

できる書類の写し

- (3) 用具の購入に係る領収書または明細書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(申請の期限)

第6条 前条の申請は、第2条に定める用具等を購入した日から2年を経過するまでに行わなければならない。

(施行以前に購入した用具への適用)

第7条 この要綱の施行日以前に購入した用具等についても、各条の規定を満たす場合は助成対象として取り扱う。

(助成金の交付・不交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付を決定する場合は、助成金交付決定通知書(様式2号)により通知する。

- 2 前項の審査の結果、助成金の不交付を決定する場合は、申請者に助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に助成した額の全部または一部を返還させることができる。

(手続きの委託)

第10条 市長は、本要綱に規定する事務の一部を委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。